

大分県報

令和七年
第六〇五号
五月二日

（金曜日）

目次

告示

- 指定納付受託者の指定……………
介護医療院の廃止……………
大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………
土壌汚染対策法による形質変更所要届出区域の指定……………
県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧……………

○告示

大分県告示第二百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第二項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和七年五月二日

一 指定納付受託者の名称及び所在地

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

名 称

所 在 地

指定をした日

株式会社NTTデータ

東京都江東区豊洲三丁目三番三号

令七・四・一

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

クレジットカードの利用により納付する一般旅券申請手数料

三 指定期間

指定をした日から令和八年三月三十一日まで

大分県告示第二百二十六号

令和七年五月二日

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条第二項の規定により、次の介護医療院から廃止の届出があった。
令和七年五月二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

開設者の名称又は氏名

施設の名称

施設の所在地

サービスの種類

廃止年月日

医療法人博愛会

はやみ介護医療院

杵築市山香町大字内河野三〇六七番地

介護医療院

令六・三・三一

大分県告示第二百二十七号

地方自治法施行令第の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和七年五月二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 受託者の住所及び名称

大分市大津町二丁目一番四十一号

一般財団法人大分県ひとり親家庭福祉連合会

理事長 高山 やよゐ

二 委託期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

大分県告示第二百二十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更所要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年五月二日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 形質変更所要届出区域

大分県報（告示）

由布市湯布院町川上字佐土原九百七十二番の一部
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

大分県告示第二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、大野谷土地改良区理事長本矢治生からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年五月二日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農業用ため池等整備事業	大野谷溜池地区	令七・五・二から 令七・五・二二まで	佐伯市役所